(参考) 少額訴訟、支払督促の概要について

	少額訴訟(民事訴訟法第 368 条以下)	支払督促(民事訴訟法第 382 条以下)
特徵	・金銭の支払請求で,訴額が60万円以内	・金銭の支払請求をする場合に限り、簡易に
	に限られること	債務名義を取得できる手続であること
	・原則として、1回の審理で口頭弁論が終結	・裁判所は,債務者の意見を聞かず,証拠調
	し、当日に判決の言渡を受けること	べもせず、債権者が提出した書面の審査だ
	(何度も裁判所に出頭する必要がない)	けで手続を進めること
		・裁判所書記官名で支払督促を送付すること
管 轄	1 被告の住所地の簡易裁判所	・債務者の住所地の簡易裁判所 等
	2 義務履行地の簡易裁判所	
	3 不法行為地の簡易裁判所 等	
留意点	・被告が希望(申述)すれば、通常訴訟に	・債務者から一定期間内に適法な異議申立が
	移行すること(口頭弁論までに)	あれば、通常訴訟に移行すること
	・判決に不服があっても控訴できないこと	(原則として,支払督促受領後,又は仮
	(判決書又は調書判決の送達をうけた	執行宣言付支払督促受領後いずれも2週
	日 から2週間以内に異議申立)	間以内)
	・被告の資力により、3年以内の分割払い	・債務者が支払督促を受け取った日から2週
	や支払猶予,損害金免除の判決を裁判所	間以内に異議の申立てをしないときは、債
	が下す可能性があること	権者は仮執行宣言の申立てをすることが
	・利用回数は,同じ裁判所に年間10回ま	できること
	でに制限されていること	・債権者が仮執行の宣言の申立てをすること
		ができるときから30日以内に、その申立
		てをしないときは、支払督促は、その効力
		を失うこと
流れ	1 原告訴状提出	1 申立人支払督促申立書提出
	2 被告へ訴状,口頭弁論期日呼出状等送	2 申立書の受理・審査
	付,原告へ期日の通知	3 支払督促発付
	3 被告の答弁書の提出	4 申立人仮執行宣言申立書提出
	4 証拠書類,証人の準備	5 申立書の受理・審査
	5 口頭弁論・証拠調べ・判決	6 仮執行宣言発付
	(審理原則1回で終了)	(発付後, 2週間で確定)